



(2026年 6 月25日改正)

西川ゴム工業株式会社

第 1 章 総 則

第 1 条 (商号)

当社は、西川ゴム工業株式会社と称し、英文では、NISHIKAWA RUBBER CO., LTD. と表示する。

第 2 条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種のゴムおよび樹脂製品ならびにそれに関連する製品の製造
2. 各種のゴムおよび樹脂製品ならびにそれに関連する製品の売買ならびに斡旋
3. 各種のゴムおよび樹脂製品製造用機械の製造ならびに販売
4. 前各号に付帯関連する一切の事業

第 3 条 (本店の所在地)

当社は、本店を広島市に置く。

第 4 条 (機関の設置)

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第 5 条 (公告方法)

当社の公告は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

第 6 条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、1 億株とする。

第 7 条 (単元株式数)

当社の単元株式数は、100 株とする。

第 8 条 (株式取扱規則)

当会社の株式に関する取扱いおよびその手数料は、取締役会で定める株式取扱規則による。

第 9 条 (株主名簿管理人)

当会社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせる。

第 10 条 (単元未満株主の権利)

当会社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- 2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 4. 単元未満株式の買増請求をする権利

第 11 条 (単元未満株式の買増請求)

単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。

第 3 章 株 主 総 会

第 12 条 (招集)

定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。

第 13 条 (定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 14 条 (招集権者および議長)

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により代表取締役がこれを招集し、議長となる。

- ② 代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、先順位の代表取締役が株主総会を招集し、議長となる。
- ③ 代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第 15 条 （電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 16 条 （決議要件）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

第 17 条 （議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、この場合には総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第 18 条 （株主総会決議事項）

株主総会においては、法令または定款に別段の定めがある事項をその決議において定める。

- ② 前項のほか、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を株主総会において定め、当該基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための対応策を株主総会の決議によるほか、取締役会の決議により定めることができる。

第 4 章 取締役および取締役会

第 19 条 （員数）

当社の監査等委員でない取締役は 8 名以内、監査等委員である取締役は 6 名以内とする。

第 20 条 （選任）

取締役は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役を区分して、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。
- ④ 当社は、会社法第 329 条第 3 項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

- ⑤ 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任にかかる決議の効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会開始の時までとする。

第 21 条 （任期）

監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第 22 条 （代表取締役）

取締役会は、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

第 23 条 （役付取締役）

取締役会の決議により、監査等委員でない取締役の中から取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役およびその他必要な役付取締役を各若干名選定することができる。

第 24 条 （取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議をもってあらかじめ選定した取締役がこれを招集し、議長となる。

- ② 前項により選定された取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、先順位の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
- ③ 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には招集期間を短縮することができる。
- ④ 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

第 25 条 （取締役会規則）

取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会の定める取締役会規則による。

第 26 条 （取締役への委任）

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 27 条 （取締役会の決議）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

第 28 条 （取締役会の決議の省略）

取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

第 29 条 （報酬等）

報酬、賞与その他の職務執行の対価として取締役が当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区分して株主総会の決議によって定める。

第 30 条 （取締役の責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

第 31 条 （常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第 32 条 （招集手続）

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には招集期間を短縮することができる。

② 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

第 33 条 （監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 34 条 （監査等委員会の決議）

監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

第6章 会計監査人

第 35 条 （会計監査人の選任）

会計監査人は株主総会において選任する。

第 36 条 （会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 37 条 （会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、取締役会が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第 38 条 （事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 39 条 （剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当および自己株式の取得等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第 40 条 （剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

② 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

③ 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 41 条 （配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の時から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

② 未払の配当金には、利息を付さない。

附則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

当社は、第 68 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項に定める監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。